

I 総論

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化が急速に進む中、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の充実を図ることが急務となっています。国では、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を進めるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。また、平成 15 年 7 月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成 16 年 6 月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の 4 つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)を踏まえ、様々な対策を実施してきました。

こうした取り組みにも関わらず、平成 17 年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数 106 万人、合計特殊出生率が 1.26 と過去最低を記録するなど、予想を上回る少子化の進行が見られました。このため、平成 18 年 6 月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の拡充、強化が図られました。

このような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望の実現のために必要なものについて検討が進められ、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」)が取りまとめられました。重点戦略では「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が必要であるとされ、この実現のため平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられました。憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。また、行動指針においては、憲章が掲げる社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標を設定しています。

このような国の次世代育成支援に関する一連の流れを受け、子どもが健やかに成長することができ、だれもが安心して子育てできる地域を築くため、草津市における子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進していくことができるよう、草津市次世代育成支援対策地域行動計画(後期計画)を策定しました。

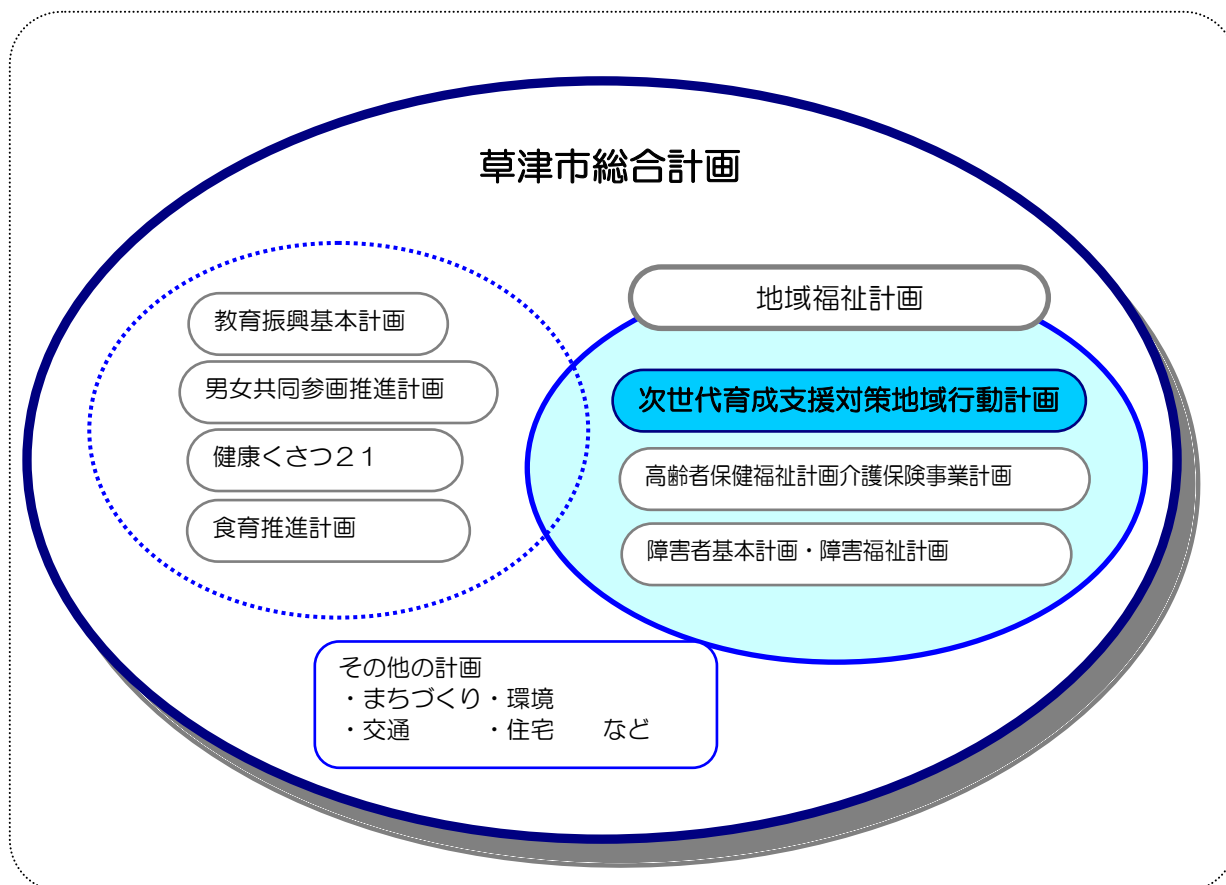
2. 計画の位置づけ

この計画は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画に当たる草津市の行動計画であり、平成 17 年 3 月作成の草津市次世代育成支援対策地域行動計画（以下「行動計画（前期）」という。）の後期の計画として策定しました。

子どもや子育て家庭などを対象とし、行動計画（前期）の取り組みについて、評価・検証をした上で、草津市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

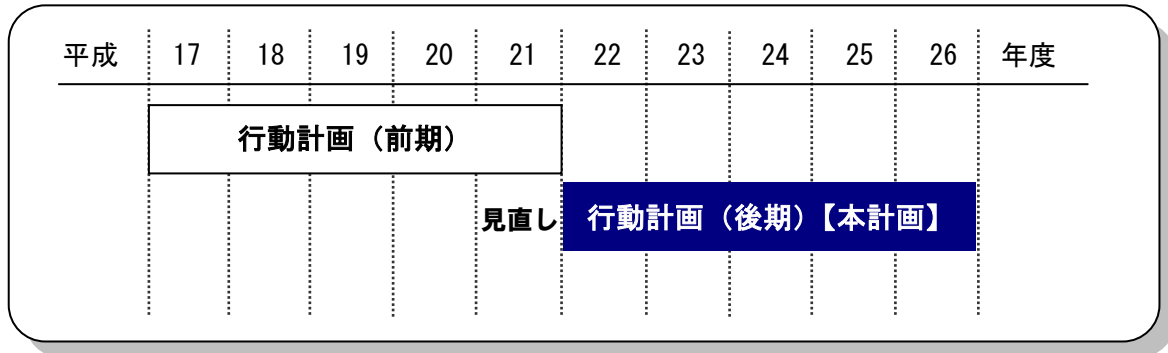
また、市の上位計画である「草津市総合計画」の部門別の個別計画として、草津市の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画とも整合性を保ちながら策定しました。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度を期間として策定した行動計画（前期）に引き続き、平成 22 年度から平成 26 年度までの5年間を期間とする行動計画（後期）として策定します。



4. 計画の策定体制

計画の策定にあたり、保育・教育機関、関係団体の代表、市民の代表で構成する「草津市次世代育成支援対策協議会」において、計画策定に関する協議を行いました。

第1章 草津市の子どもと家族の状況

概況

本市の人口は、滋賀県全体と比べても高い伸び率で増加しており、今後もその傾向は続くものと考えられますが、一方で児童数については横ばい若しくは若干減少傾向にあります。全国的な流れよりは緩やかではありますが、確実に少子高齢化が進行しています。また、1世帯あたりの世帯人員が年々減少しており、核家族化も進行しています。

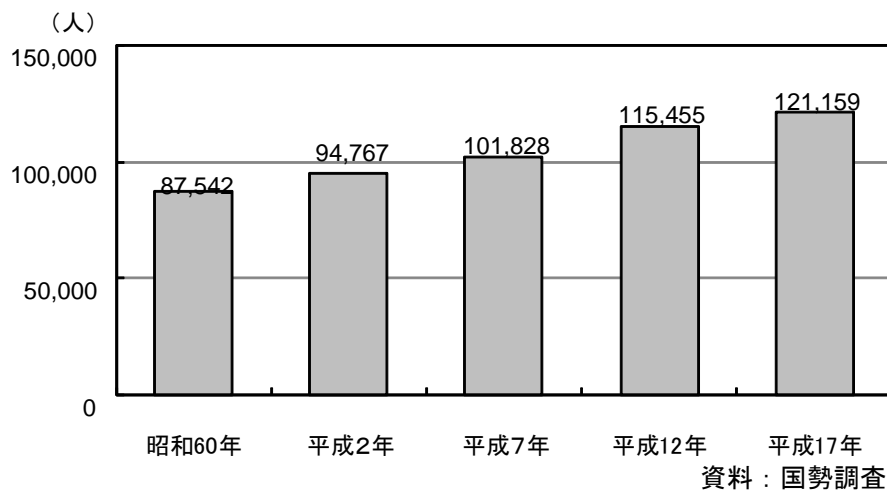
1. 統計からみる子どもと家族の状況

(1) 人口

①総人口の推移

本市の総人口を見てみると、増加傾向にあり、平成17年の国勢調査では121,159人となっています。

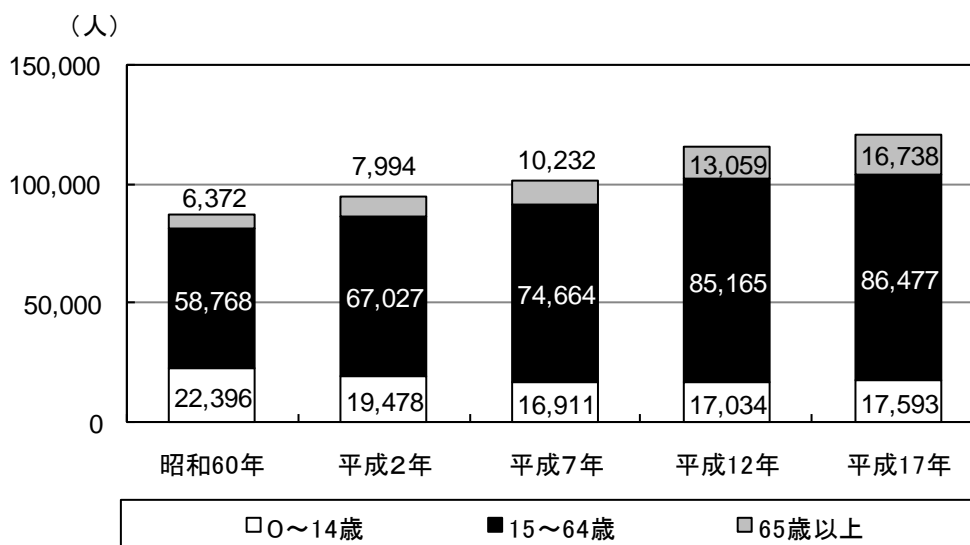
■人口の推移（国勢調査）



②年代別人口推移

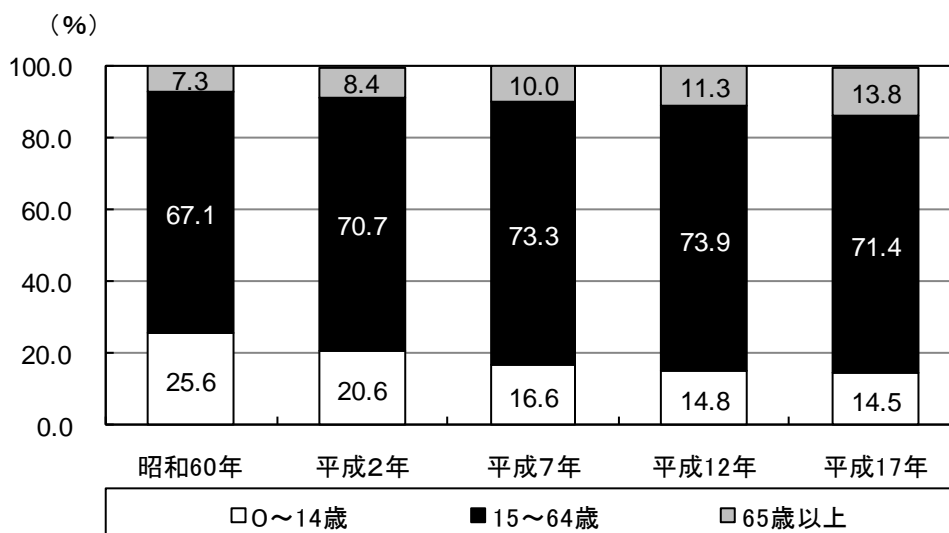
国勢調査からの年代別の人口推移を見てみると、15～64歳、65歳以上人口では増加しています。また、0～14歳人口は平成7年まで減少傾向にありましたが、平成12年からは総人口の増加に伴い、増加しています。構成比を見てみると、年々、15～64歳、65歳以上人口の割合が増加し、0～14歳人口の割合が減少しています。

■年代（3区分）別人口推移（国勢調査）



資料：国勢調査

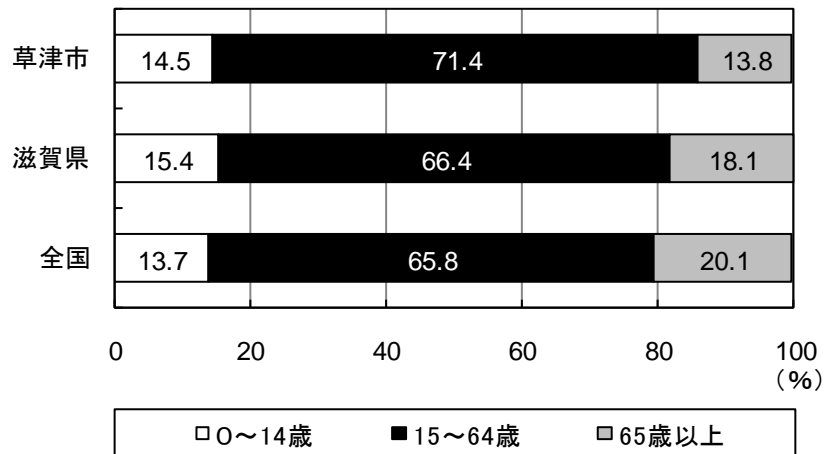
■年代（3区分）別人口構成比（国勢調査）



資料：国勢調査

平成 17 年の国勢調査のデータで滋賀県や全国と比較すると、15～64 歳の人口比率が、県、全国を上回っており、0～14 歳は全国をやや上回っていますが、県の値よりは少なくなっています。65 歳以上の人口比率は、県、全国に比べ低い値となっています。

■年代（3区分）別人口構成比（滋賀県、全国との比較）



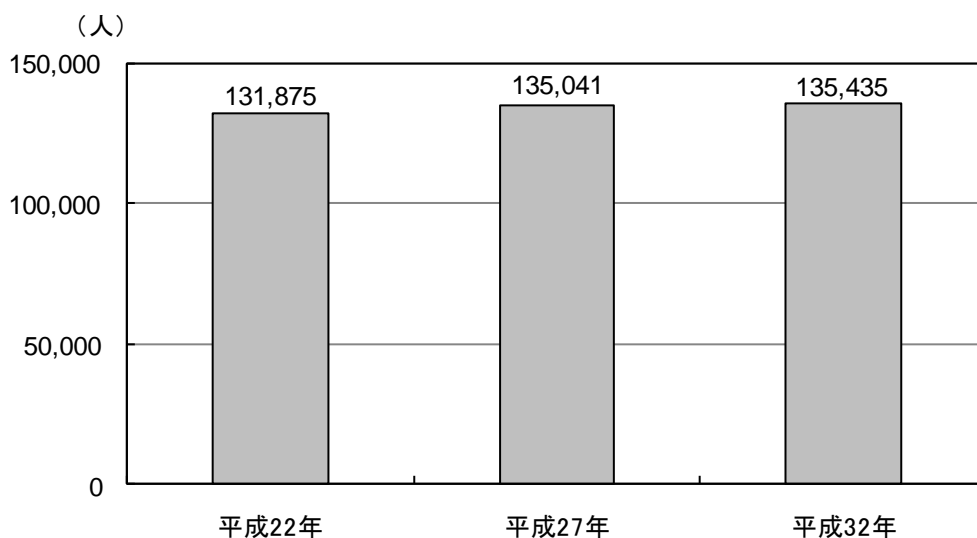
資料：国勢調査

③平成 31 年までの人口推計

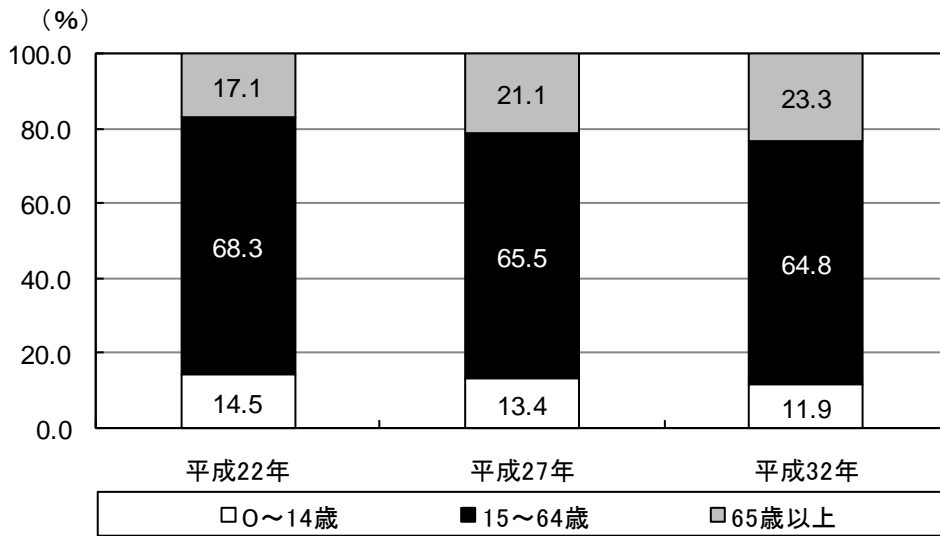
国勢調査を基に、平成 32 年までの人口を推計すると、平成 22 年では 131,875 人、平成 27 年（2015 年）では 135,041 人、平成 32 年（2020 年）では 135,435 人と予測されます。

また、年代別の割合は、0～14 歳人口は減少傾向、65 歳以上人口が増加傾向にあり、少子・高齢化社会が進行するものと予測されます。

■人口推計結果



■年代別人口割合（推計値）

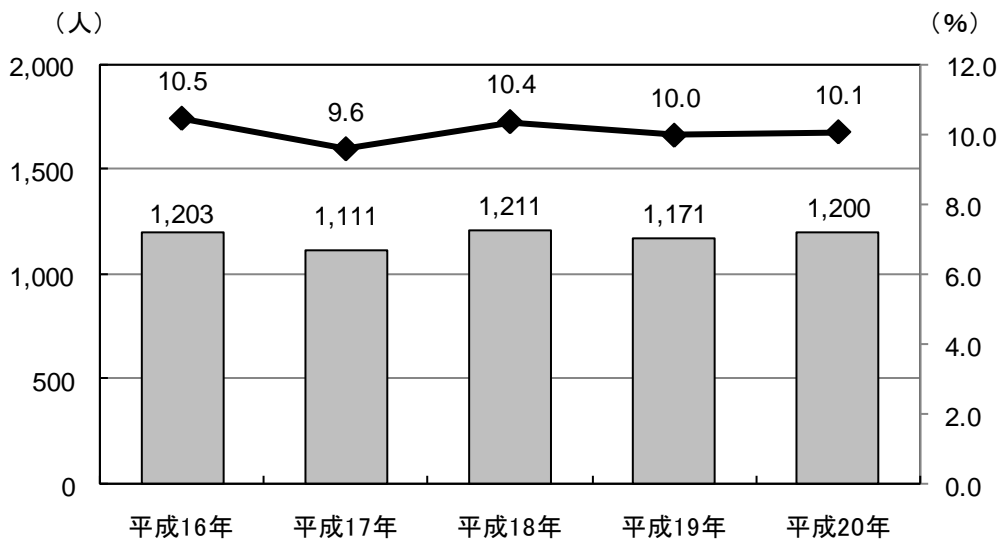


（２）出生の状況

出生数を見てみると、平成 17 年は 1,111 人と少なくなっていますが、その他はほぼ 1,200 人前後となっています。

また、出生率を見てみると、出生数と同様に平成 17 年に 9.6 と少なくなっていますが、その他は 10.0～10.5 の間を推移しており、平成 20 年は 10.1 となっています。

■出生数と出生率（人口千人あたり）



資料：健康増進課事業年報（各年 10 月 1 日現在）

(3) 婚姻の状況

婚姻の状況を見てみると、婚姻件数は平成 17 年以降、増加傾向にあり、平成 20 年には 759 件となっています。

離婚件数については、平成 19 年に 179 件と少なくなっていますが、その他の年では 190 件～198 件と 190 件台を推移しています。

■婚姻・離婚件数（市受理件数）

	婚姻（組）	離婚（組）
平成 16 年	724	198
平成 17 年	657	191
平成 18 年	732	190
平成 19 年	756	179
平成 20 年	759	195

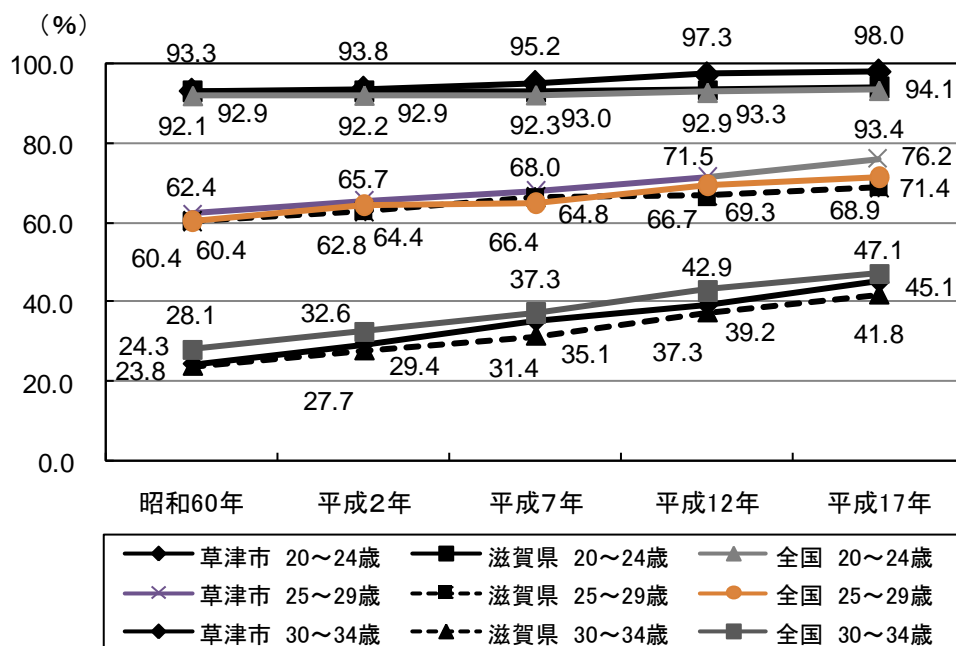
資料：草津市統計書（各年 10 月 1 日現在）

(4) 未婚率

本市の 20～34 歳における未婚率の状況を見てみると、増加傾向にあります。特に女性の各年代と、男性の 30～34 歳において、未婚率の増加傾向が強くなっています。

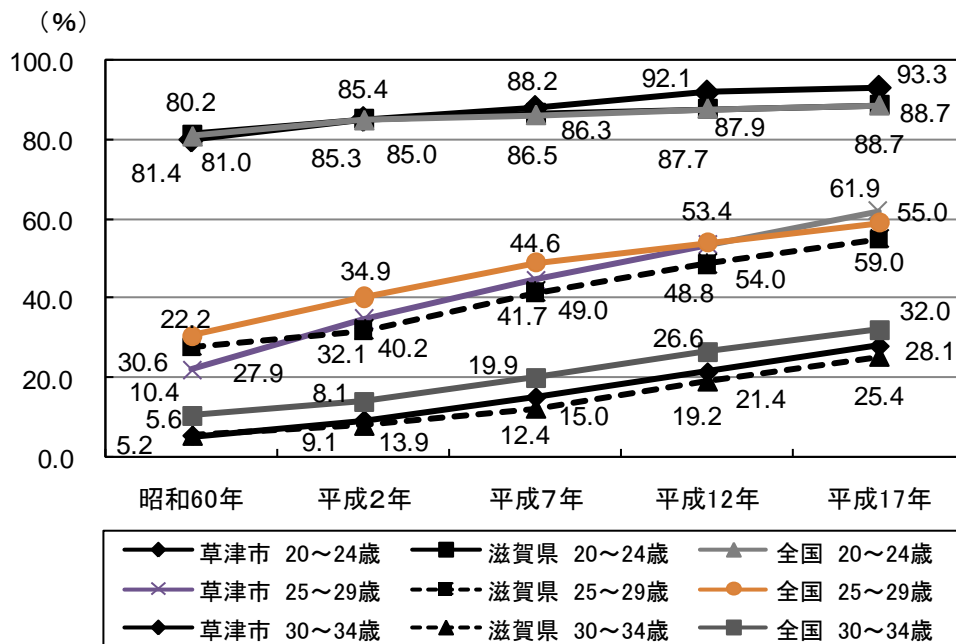
滋賀県や全国の値と比較しても、20～24 歳の男女、25～29 歳の男女の割合は高くなっています。

■男性の未婚率の推移



資料：国勢調査

■女性の未婚率の推移



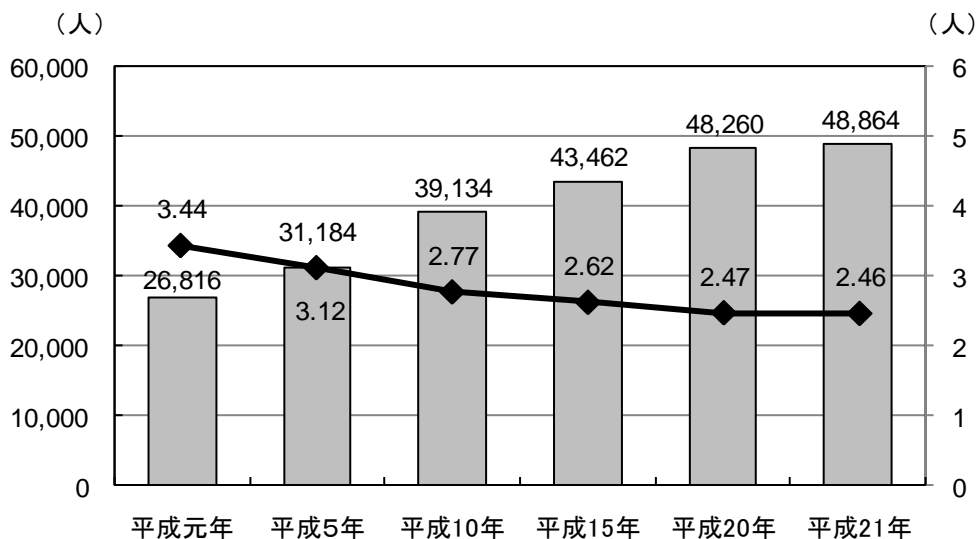
資料：国勢調査

(5) 世帯の状況

世帯の状況を見てみると、世帯数は年々増加傾向にあり、平成21年6月末現在の住民基本台帳では48,864世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は減少傾向にあり、平成21年6月末現在では2.46人となっています。

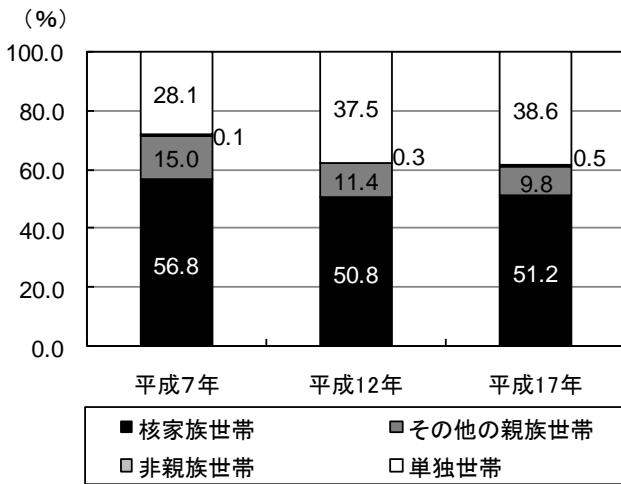
世帯の類型は、核家族世帯の割合が多く、単独世帯の割合が増加しています。また、核家族世帯の内訳は、夫婦と子どもからなる世帯が平成7年では67.0%、平成17年では58.5%となっており、平成7年に比べて夫婦のみの世帯の割合が増加しています。

■世帯数と1世帯あたりの世帯人員の推移



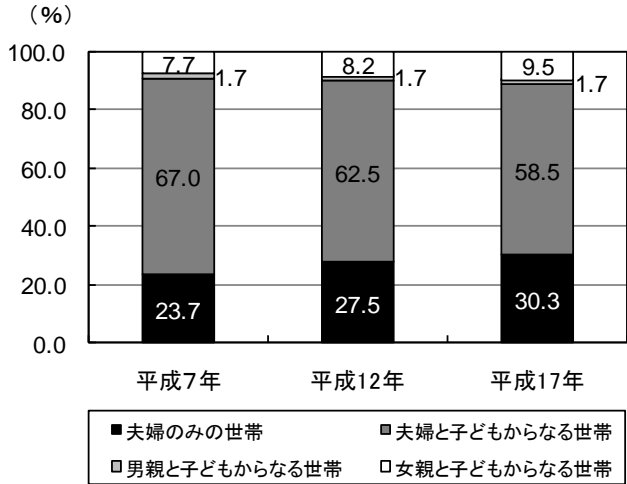
資料：草津市統計書（各年10月1日現在、平成21年は6月末現在）

■世帯の類型



資料：国勢調査

■核家族世帯の内訳



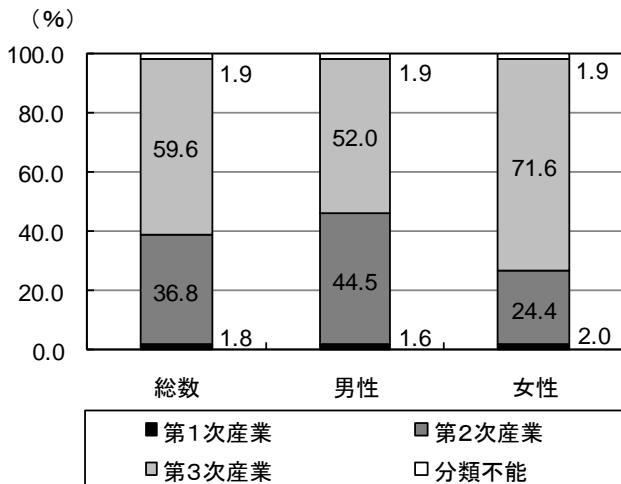
資料：国勢調査

(6) 就労の状況

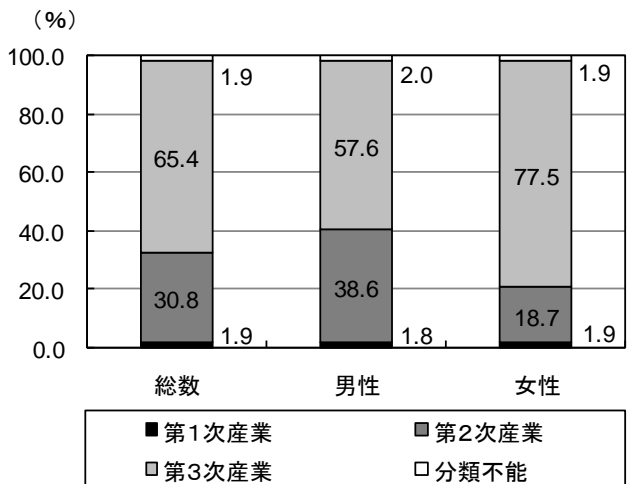
本市における産業別の就労状況を見てみると、男女ともに第三次産業に従事する人の割合が増加し、第二次産業に従事する人の割合が減少しています。

■産業別就業者数

<平成12年>

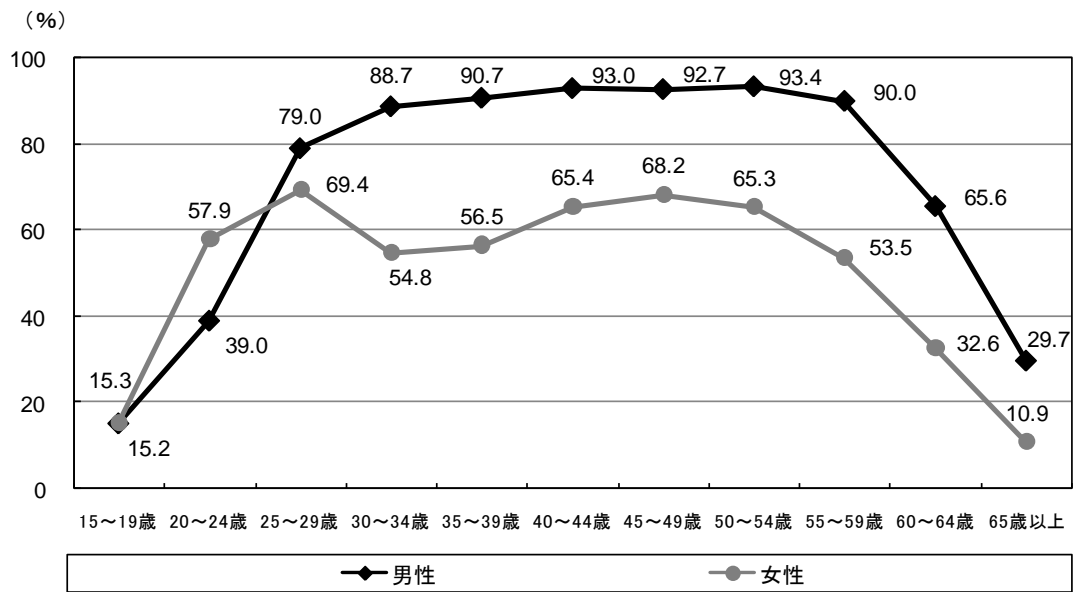


<平成17年>



男女別の就業率は、男性では、25～29歳で79.0%となり、30～59歳まで90%台で推移しています。一方女性では、20～29歳では60%台となっていますが、30～34歳で54.8%、35～39歳で56.5%に減少し、再び40歳代から60%台に増加するという「M字型」の就労状況となっています。

■年代別就業率（平成 17 年）

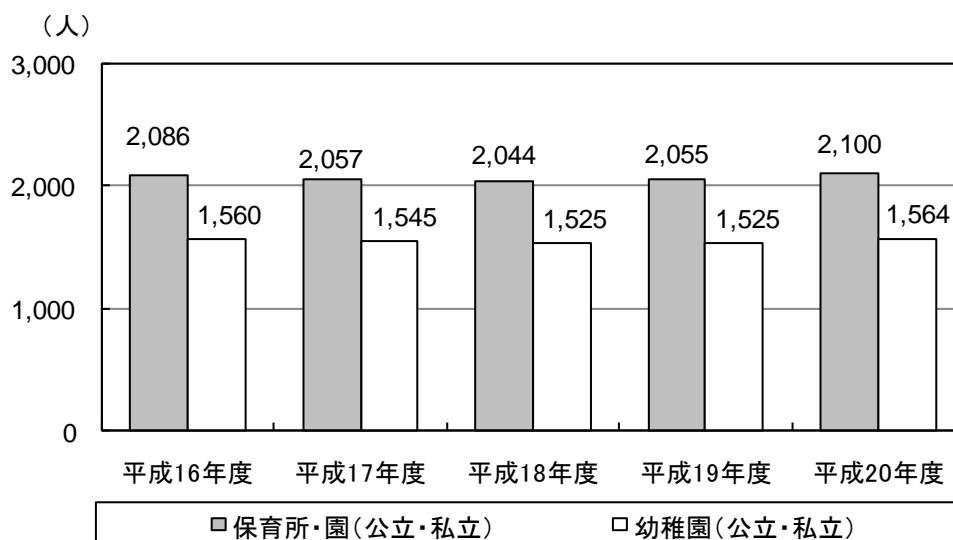


(7) 保育所・園、幼稚園児数の状況

資料：国勢調査

保育所・園、幼稚園児数を見てみると、平成 18 年度に保育所・園児数、幼稚園児数ともに若干減少していますが、保育所・園児数では 2,100 前後、幼稚園児数では 1,550 前後となっています。

■保育所・園、幼稚園児数の推移



資料：子ども家庭課

2. 前期計画における取り組み

(1) 各種事業の利用状況

(最新データが10月以降に出揃うため、項目のみを表示しています。)

1. 母子保健事業の状況
2. 保育サービス等の状況
3. 幼稚園の状況
4. 小学校の状況
5. 児童虐待への対応状況

(2) 前期目標事業量の達成状況

(第1回協議会で報告した数値と同様になる予定です。)

(3) 基本目標に基づく前期計画の評価

前期計画で設定した基本目標に対し5年間に取り組んだ事業を評価するとともに、後期計画で特に取り組みが必要な事項を検討しました。

①子どもたちがたくましく育つことができる環境づくり

多様な体験機会の充実や、多くの人々との出会いの中で、子どもたちの五感を刺激し、自ら考え行動できる力を育む環境づくりに取り組むとともに、学校教育をはじめとした各種の教育の充実に努めます。

また、虐待等により援助を要する子どもたちへの支援を充実します。

★前期計画で実施した事業 ()内は担当課名

●多様な体験機会の充実

- ・各学校の実態に応じて芸術文化鑑賞学習 ex 本物の舞台芸術体験事業 (学校教育課)
- ・5月5日と毎週土曜日の児童生徒の交流館、本陣の無料化 (文化財保護課)
- ・各学校にて伝統文化の技を持つ地域の大人が講師となり体験活動の推進 (学校教育課)

●子どもたちの視野を広げる交流の推進

- ・小学校英語活動の一環として立命館大学留学生の招聘 (学校教育課)
- ・家庭教育シンポジウムの実施 (生涯学習スポーツ課)

●学校教育の充実

- ・情報教育の一環として校内LANの整備 (学校教育課)
- ・登下校時にボランティアによるパトロールの実施 (学校教育課)
- ・小中学校「食に関する指導全体計画」の策定 (学務課)

●援助を要する子どもへの支援

- ・発達障害者支援センターの開設 (子ども家庭課)
- ・児童サービスセンターの移転充実 (子ども家庭課)
- ・すこやか訪問 (子ども家庭課・健康増進課)
- ・ことばの教室の指導員の増員 (学校教育課)
- ・やまびこ教室の相談方法 (来室、電話、巡回)の変更 (学校教育課)
- ・学校に特別支援教育支援員の増員 (学校教育課)

●児童虐待の防止

- ・家庭児童相談員の増員 (子ども家庭課) ・要保護児童対策協議会の設置 (子ども家庭課)
- ・各幼稚園、小中学校に虐待対応教員を設置 (学校教育課)

●情報教育の推進

- ・市内小中学校のLAN整備 (学校教育課)

★後期計画で特に取り組むべき事項

●多様な体験機会や交流機会の充実

- ・子どもが参加できるようなしくみづくりとしかけの工夫
- ・就学前児童対象事業の充実

●就学前教育の充実

- ・家庭、幼稚園、保育所、地域等それぞれの教育力の機能を生かし、家庭教育力の向上と意識を高めるための支援

●援助が必要な子どもの支援

- ・子育て親子の孤立化や不安の解消
- ・援助が必要な子どもに対しての理解と支援体制の充実

②心身ともに健やかな育ちを支援するしくみづくり

次世代を担う子どもたちと家族が心身ともに健やかに過ごすことができるよう、妊娠期における健康保持をはじめ、乳幼児健診の充実、食育の推進など、母子保健対策や健康づくり支援を充実します。

★前期計画で実施した事業 ()内は担当課名

●妊娠・出産への支援

- ・妊産婦健診費用 14 回公費負担助成 (H21 度から) (健康増進課)

●食育の推進

- ・食育推進計画の策定(健康増進課)
- ・学校食育推進検討委員会の立ち上げ(学務課)

●小児医療体制の充実

- ・小児救急医療センターの設置(健康増進課)

★後期計画で特に取り組むべき事項

●子どもと家族の健康生活支援

- ・乳幼児健診、すこやか訪問等の実施は今後も継続し、支援のしくみづくりについて推進

●小児医療体制の充実

- ・小児救急医療センター体制の充実を図ることで達成度は上がった。
今後は、小児救急医療および地域の医療機関の情報提供等を充実していく。

③子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

市全体で子育ての重要性を理解し、支援する意識づくりを進めるとともに、多様な主体の協働のもと、子育て仲間と出会いの場づくりや、子育ての知恵を継承する場づくりなど、子育ての孤立化を防ぎ、子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり、困った時に相談できる場づくりに取り組んでいきます。

★前期計画で実施した事業 ()内は担当課名

●子育てに関する相談や学習機会の充実

- ・家庭児童相談員の増員 (子ども家庭課)
- ・すこやか訪問 (子ども家庭課・健康増進課)

●子育て仲間との出会いの場づくり

- ・つどいの広場設置 (子ども家庭課)

★後期計画で特に取り組むべき事項

●人権感覚を磨く

- ・子どもの人権、男女の人権を尊重し、子どもが育つ環境がよりよくなるよう、啓発活動の継続
- ・家庭内での人権意識の高揚
- ・男女協働参画社会を推進するため、事業所に理解・推進を求める

●子育ての相談や子育て親子が集える場所づくり

- ・子育ての相談や子育て親子が交流できる場所や機会づくり
- ・家庭での子育て力を育てるため子育てに関する学習機会の提供

●子育て情報の充実

- ・ホームページの充実、情報拠点の整備

④すべての子育て家庭を支援するしくみづくり

保育所や放課後児童クラブにおける保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援や、一時保育などの多様なニーズに応えるサービス提供、子育ての経済的負担の軽減など、すべての子育て家庭を支援するしくみの充実に取り組みます。

★前期計画で実施した事業 ()内は担当課名

●仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実

- ・児童育成クラブの新設 (保育課)
- ・延長保育、一時保育の実施保育所数の増 (保育課)
- ・ファミリーサポートセンター事業開始 (子ども家庭課)

★後期計画で特に取り組むべき事項

●保育を必要とする家庭の支援

- ・一時保育、病児・病後児保育等のさらなる充実
- ・ 待機児童の解消

●就労環境の充実

- ・子育てする人の就労環境の整備について、事業者への働きかけ

⑤安全なまちづくり

防犯や交通安全への取り組みを充実するとともに、歩道や公園、各種施設において、子どもたちとともに安心して外出できる環境整備に努めるなど、安全・安心なまちづくりを進めます。

★前期計画で実施した事業 ()内は担当課名

●子どもと家族が安心して暮らせるまちづくり

- ・青色回転灯の配備 (危機管理課)
- ・不審者情報の提供 (危機管理課)

★後期計画で特に取り組むべき事項

●子どもと家族が安心して暮らせるまちづくり

- ・地域との連携
- ・公園等の安全な遊び場の整備

●子育てしやすい住環境づくり

- ・行政の工事については継続したバリアフリー化等の推進
- ・行政・市民・地域・事業者がそれぞれの立場からよりよい住環境づくりに取り組めるよう意識の向上

3. 後期計画策定に求められているもの

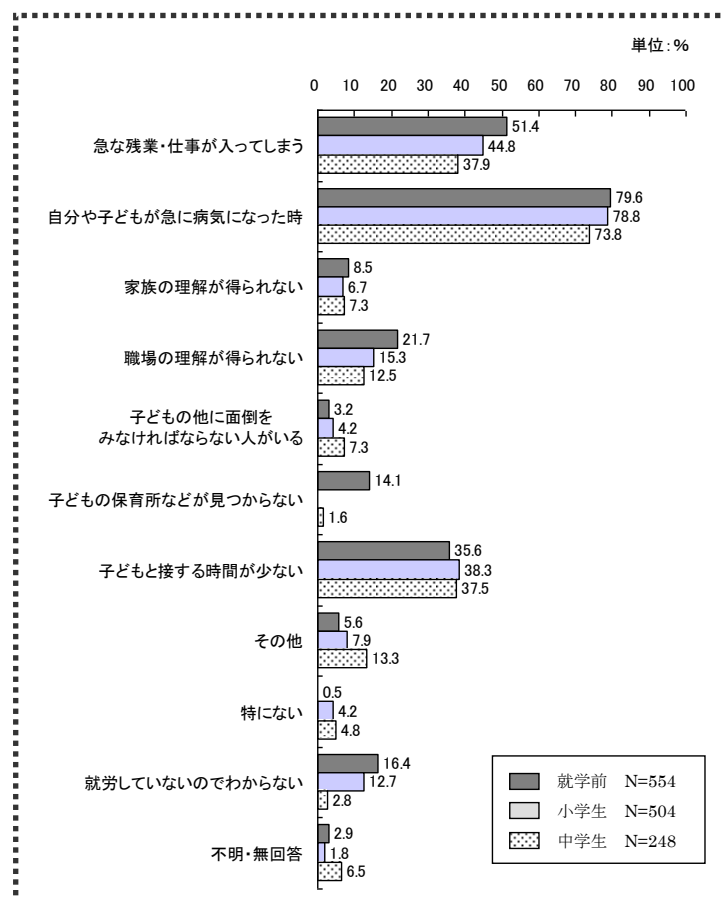
後期計画の策定においては、前期計画の評価を踏まえ、更に市民ニーズ調査結果及び子育て支援に従事している関係機関・団体にヒアリング調査を行ったうえで、草津市における課題（求められているもの）を検討しました。

■仕事と子育ての両立を支援する取り組み

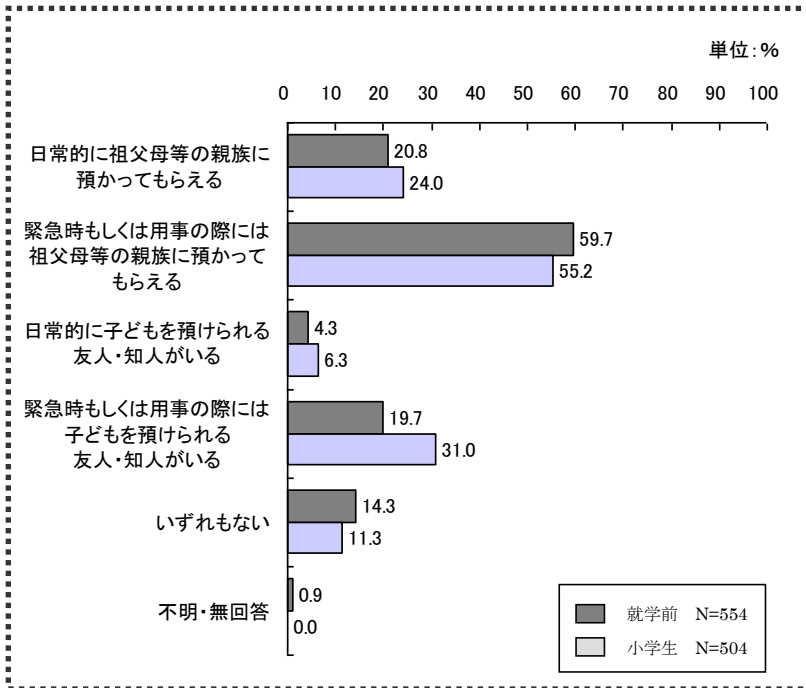
女性の仕事と家庭の両立は進みつつありますが、それに対して子どもが急な病気になった時や残業など急な仕事が入った時の対応については、家族や友人など身近な関係の中では対応できない状況にあります。

企業においても、さまざまな子育て支援制度を導入していますが、有給休暇取得面などから、制度が浸透するまでには至っていません。一方、子育て支援に関しては、ファミリー・サポート・センターのような個々に応じた対応をしてくれる制度が必要とされるなか、制度の周知とともに、企業、行政が連携し、社会全体で子育てを支える取り組みが必要とされています。

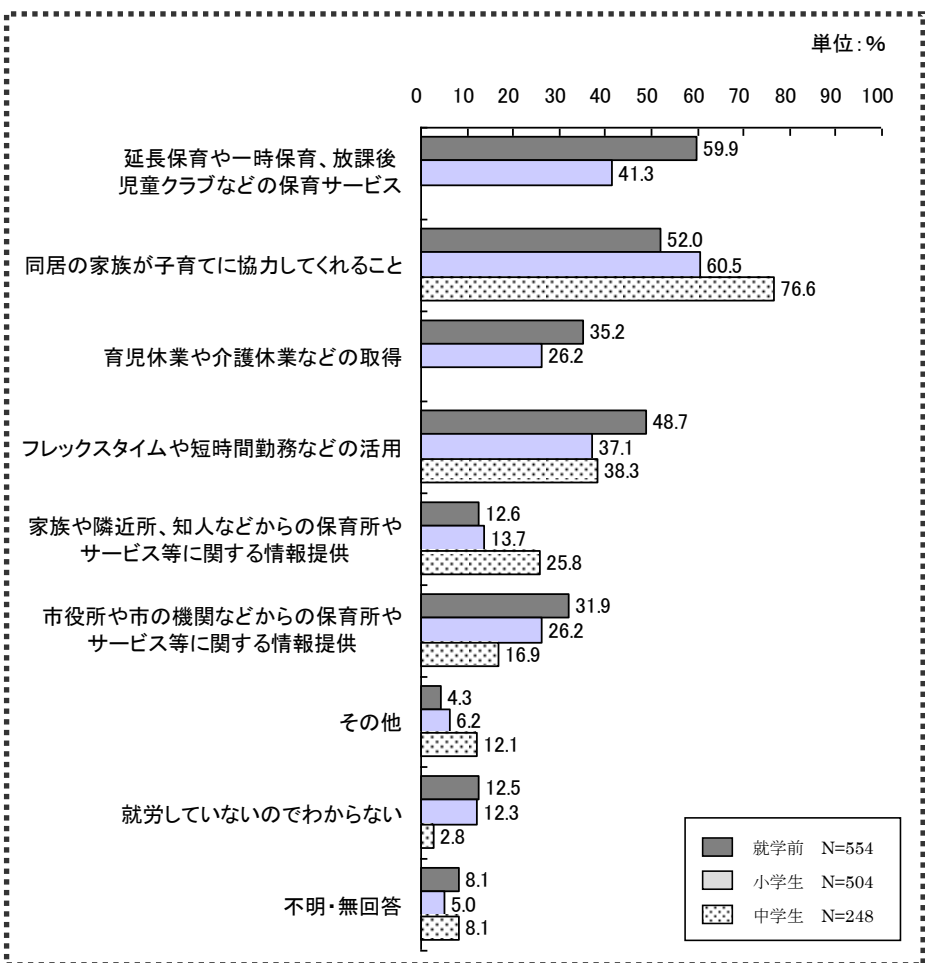
《仕事と子育ての両立で大変と感ずること》



《日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか》



《仕事と子育ての両立に必要なこと》



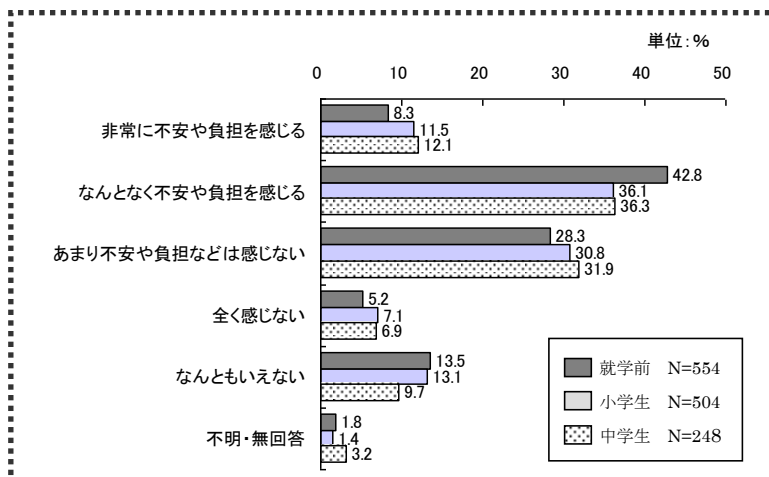
資料：草津市次世代育成支援対策地域行動計画策定に伴うニーズ調査

■子育ての孤立化・不安の解消

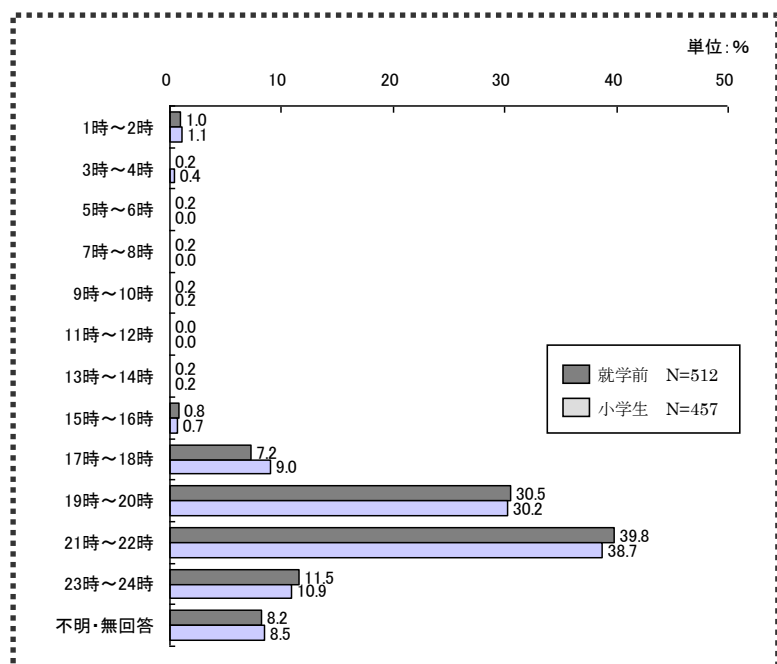
ニーズ調査結果から、子育て中の母親の多くは何らかの不安や悩みを抱えていることがうかがえますが、これらの不安や悩みの相談相手として望まれる父親は帰宅時間が遅い家庭が多く、さらに、幼稚園や保育園に通わない家庭では、専門家への相談もできず日中母親と子どもだけで過ごす時間が多くなり、母親のストレスが増大することが危惧されます。

子育ての不安の解消は、子育ての孤立化を防ぐことにありと考えられることから、情報発信の充実とともに、気軽に相談できる場や機会を充実させる必要があります。また、行政が主体的に実施すべき施設整備については今後も積極的に推進していく必要があります。

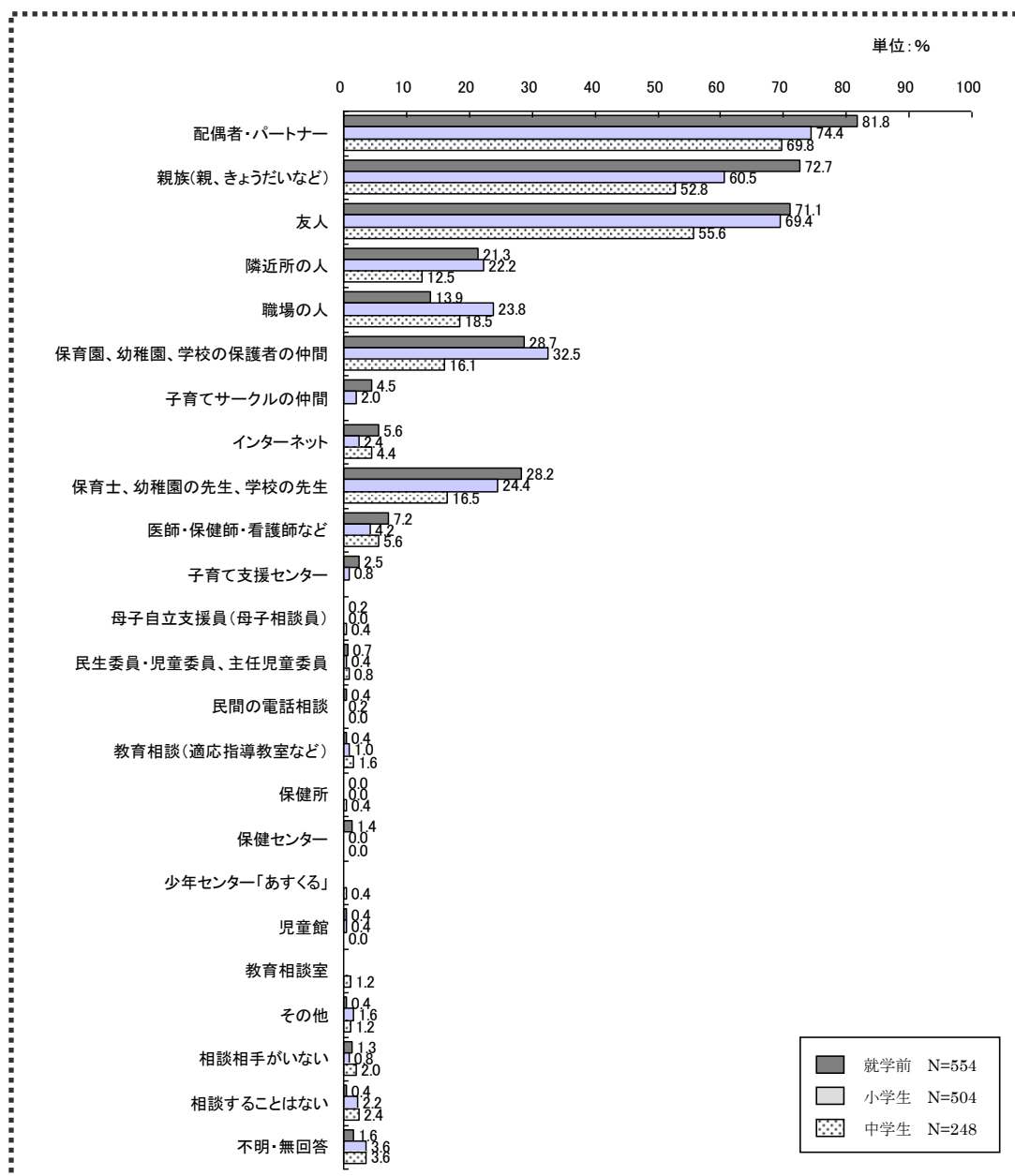
《子育てに関して不安感や負担などを感じるか》



《父親の帰宅時間》



《子育てに関する悩みの相談先》



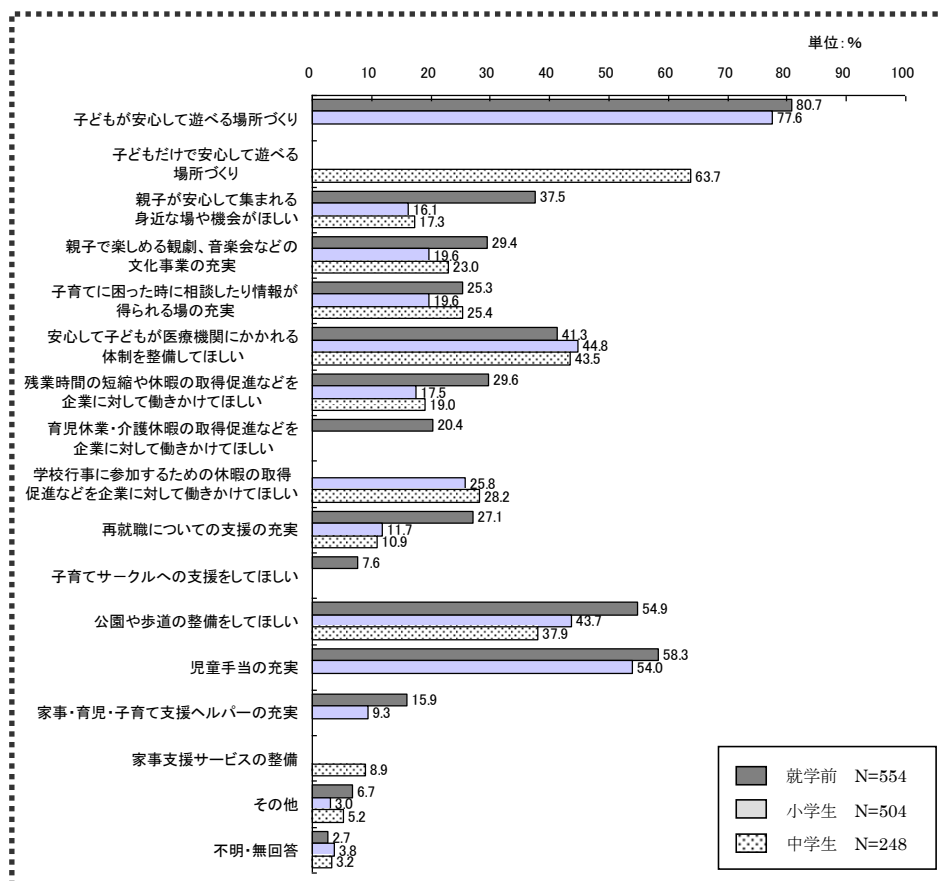
資料：草津市次世代育成支援対策地域行動計画策定に伴うニーズ調査

■安全・安心な子育て環境づくり

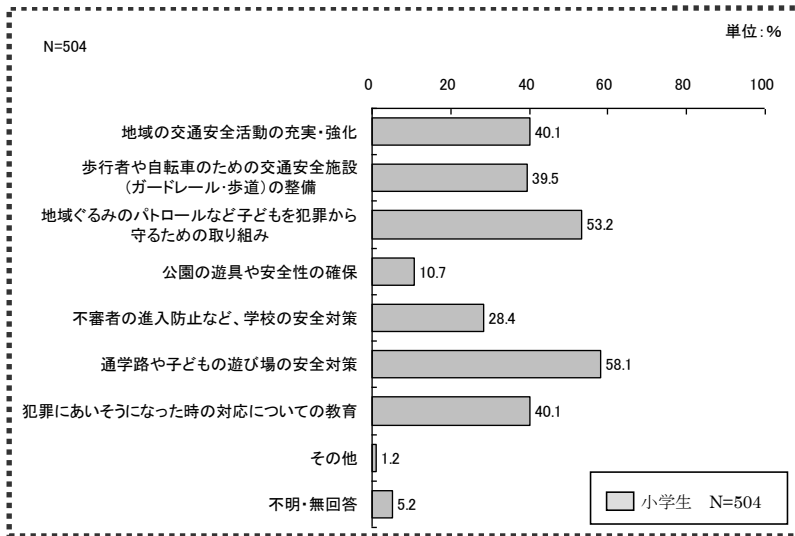
安全・安心な子育てについては、公園や歩道の整備など子育てしやすい環境づくりが求められているなか、犯罪や事故の防止などについては、施設の安全対策や地域での「声かけ」、「パトロール」などが望まれています。行政が主体的に実施すべき施設整備については今後も積極的に推進していく必要がありますが、地域で取り組める事業については、市民が参加しやすいしくみづくりが必要です。

また、医療面から安全・安心な子育て環境を構築するなかで、病院のコンビニ化を防ぐ必要があります。今後、医師不足に加え、医師の労働環境の悪化も懸念され、本当に救急医療が必要な人が受診できるよう、また、市全体の安全・安心な医療環境の確保からも、節度ある医療機関の利用が求められています。

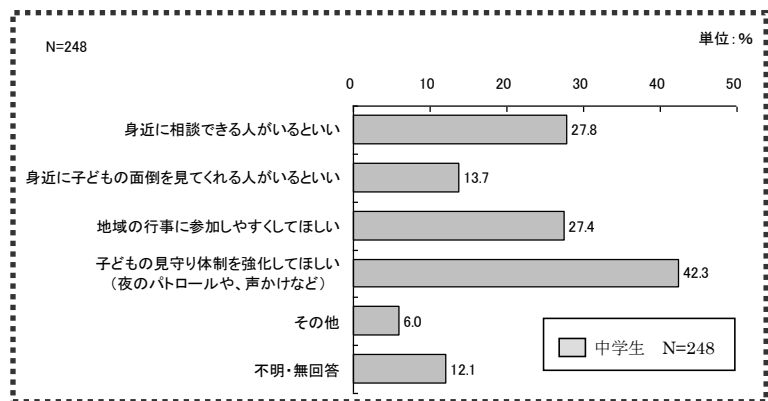
《子育て支援で力を入れてほしいこと》



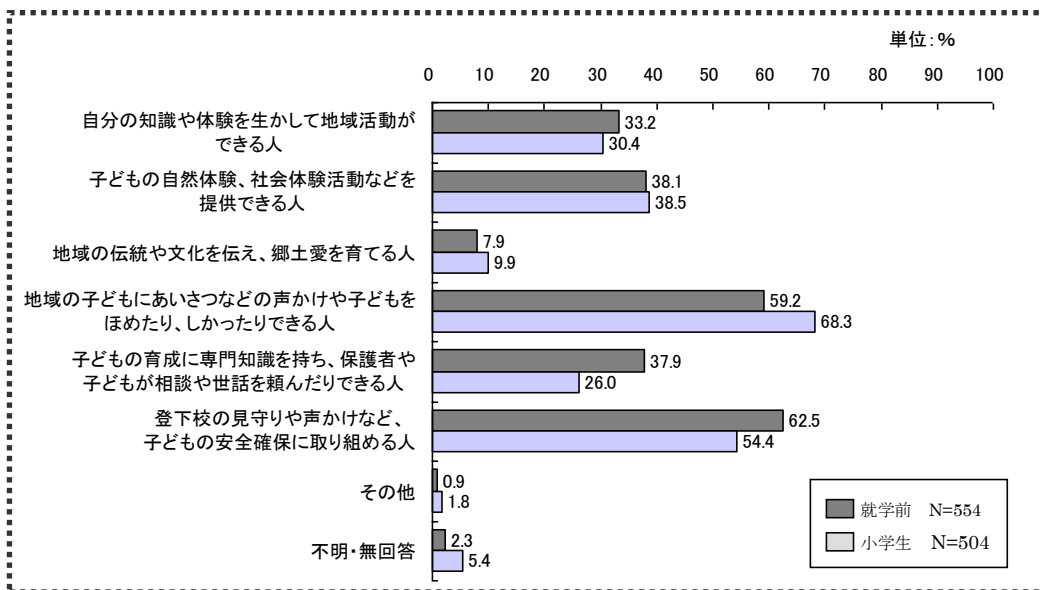
《子どもの安全を守るために重要と思うもの》



《子育てについて地域に担ってほしいこと》



《子どもの育成のため、地域で必要な人》



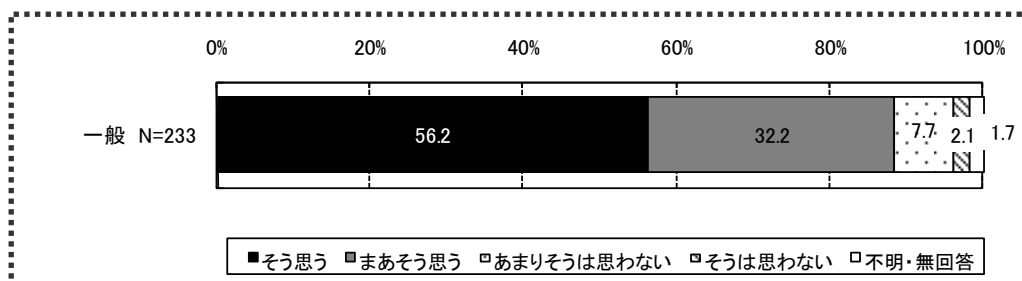
資料：草津市次世代育成支援対策地域行動計画策定に伴うニーズ調査

■地域ぐるみの子育て支援

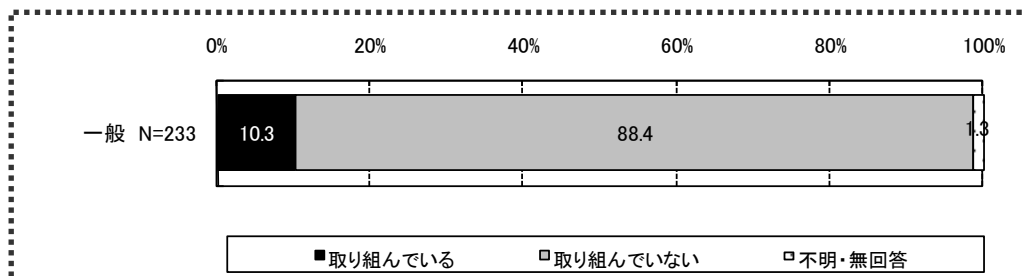
ニーズ調査の結果から、市民の子育て支援への参加意欲が比較的高いことがうかがえます。一方、取り組みたくない理由としては、「きっかけがない」や「責任が重そう」が上位にあがっていることから、きっかけづくりや参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

今後、行政だけでなく、市民・団体・企業等が連携し、地域で取り組める内容については、市民が参加しやすいしくみづくりを構築し、地域ぐるみでの子育て参加を推進する必要があります。

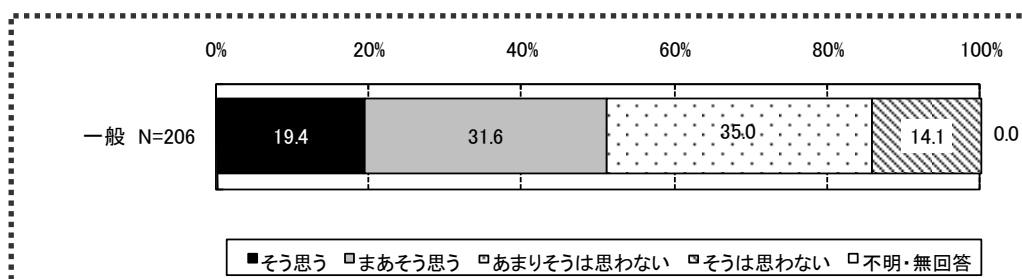
《今後の子育てに対して、地域での取り組みが必要と思うか》



《地域での子育て活動に取り組んでいるか》



《地域での子育て活動に取り組みたいか》



資料：草津市次世代育成支援対策地域行動計画策定に伴うニーズ調査

第2章 計画の基本的な考え方

すべての子どもの人権が尊重され、夢や希望をもって個性や可能性を伸ばすことができる環境づくりや、地域社会全体で未来の宝である子どもの健やかな成長を見守り、支援することにより、子どもと大人がともに育ちあうとした前期計画の基本理念（「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」）は、未だ色褪せるものではなく、今後も引き続き推進に努めます。

なお、基本理念の達成に向けての基本目標やこれを構成する基本施策については、平成17年度から平成21年度までの前期計画で積み残した課題や、市民ニーズ調査等に基づく課題について重点的に取り組むために各事業の見直しを行ない、各事業がめざすべき目標等を整理した結果、一部整理統合することとなりました。

1. 基本理念

「生まれてきてくれて、ありがとう。」子どもたちの誕生の瞬間、誰もがこう感じるのではないのでしょうか。本市に生まれ、育つ子どもたちが誇りをもって、心豊かな人生をおくってほしい。そのために、今、私たちにできることは何でしょう。

一人ひとりの大切な命。子どもたちの人権を尊重し、子どもたちの育ちを見守る中で、たくさんの人々が子どもたちや、子育てをする人々に関わっていききたい。そして、どの子ども、どの子育て家庭も安心して地域の人々とともに暮らしていける環境をつくっていききたいと考えます。

私たちのふるさと草津市には、本陣をはじめとした歴史的資源や、湖岸や川辺、美しい田畑、あおばな等の特色ある産物、事業所の集積、市民発意の活動など、多様な資源があります。これらを生かして子どもたちに多くの出会いと体験の機会を提供し、その中で、子どもたちの思いに触れ、関わり合って、大人たちもたくさんのことを学ぶことができます。こうした取り組みを重ね、子どもたちの育ちとともに歩んでいきたいと考えています。

たくさんのお会いが子どもたちの笑顔を育て、子どもたちの笑顔がたくさんのお会いをつないでいきます。市民をはじめ事業者、行政など多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津をめざして、取り組みを進めていきたいと思います。

**子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、
笑顔輝くまち草津**

2. 基本目標

基本目標とは、基本理念として掲げた本計画がめざす次世代育成支援の姿を実現するために、各施策の分野ごとに定めた目標です。

以下で定める基本施策やリーディングプロジェクト、各論における各事業は、これらの基本目標を達成するために実施します。

はぐくみ 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

地域資源を活かした多様な体験機会の充実や、次代を担う人づくりに努めるとともに、学校教育をはじめとした各種教育の充実に努めます。

また、教育環境の充実を図るとともに、学校、地域、家庭が連携して、子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくりを進めます。

すこやか 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

次世代を担う子どもたちとすべての住民が健康で明るく暮らすことができるよう、妊娠期・出産期における体制の整備をはじめ、乳幼児健診の充実や食育の推進、小児医療体制の充実など、子どもたちが心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくりを進めます。

きょうりょく 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

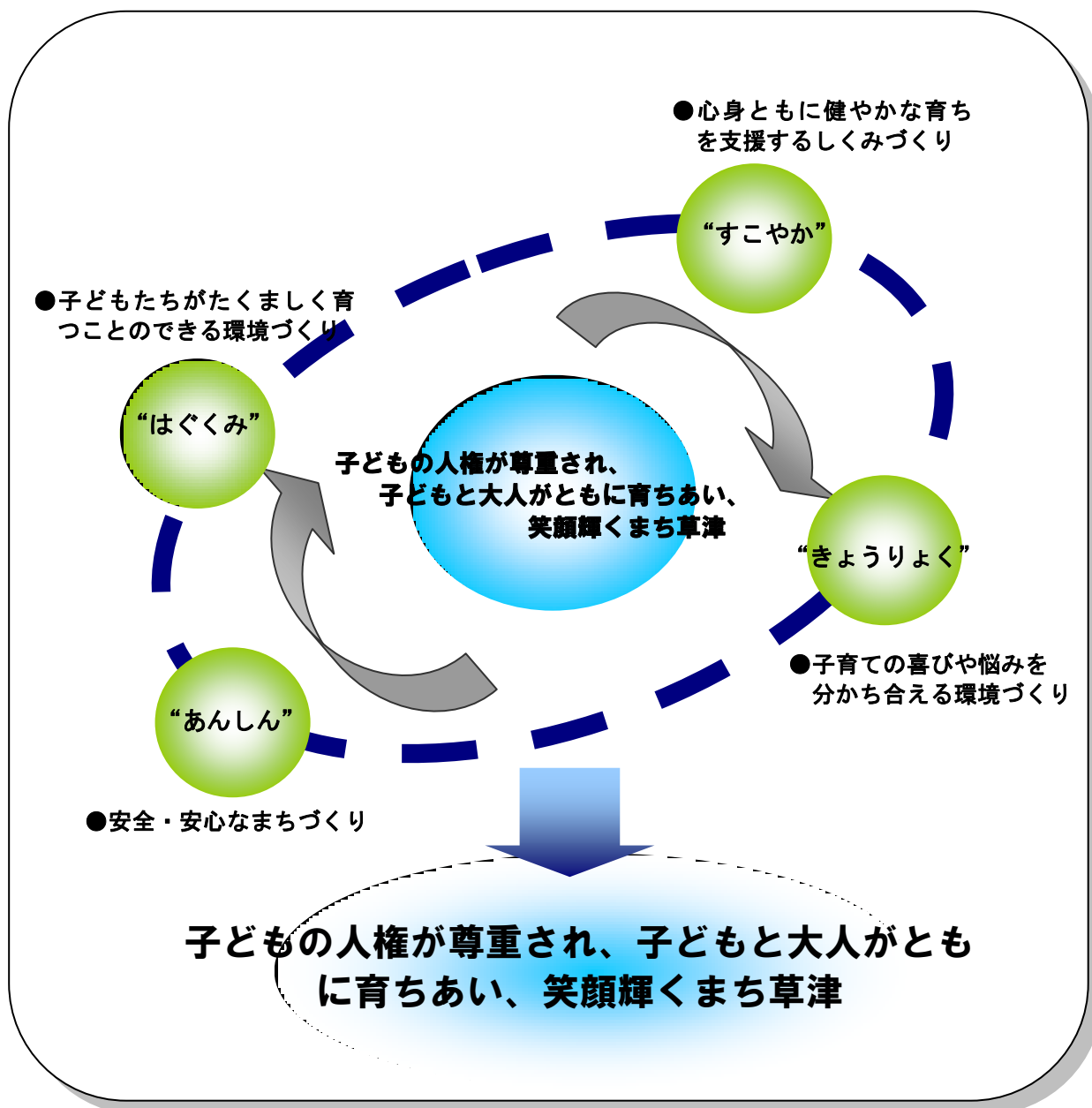
住民と行政がお互いの役割を認識し、協力し合いながらより良い子育て環境のまちづくりを推進していきます。そのため、多様な主体の協力のもと、人との出会いの場づくりや、子育ての知恵を継承する場づくり、困った時に相談できる場づくりを行ない、子育ての孤立化を防ぎ、子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくりを進めます。

あんしん 安全・安心なまちづくり

防犯や防災、交通安全への取り組みを充実するとともに、子育てに配慮した歩道や公園、各種施設の整備に努めるなど、安全・安心して子育てできるまちづくりを進めます。

また児童虐待の防止・早期発見に努めるとともに、援助を要する子どもへの支援に努めます。

■草津市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）基本目標イメージ図



3. 後期計画におけるリーディングプロジェクト

次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）における5年間の重点的取り組みを以下に示し、基本施策とともに、積極的な推進を図り、安心して子育てできる環境の創出を図ります。

（1）リーディングプロジェクトの位置づけ

本計画の基本理念「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」の実現に向けて、前期計画の評価やニーズ調査等から見えてきた課題を踏まえ、計画の全体をリードし、計画の効果を高める施策を「リーディングプロジェクト」と位置づけ、推進していきます。

（2）リーディングプロジェクトの推進

「リーディングプロジェクト」については、次の4項目を掲げ、基本計画との整合性を図りながら取り組みを推進します。

プロジェクト名	内容
確かな学力の向上、豊かな心の育成	生きる力の土台となる確かな学力や豊かな人間性を身につけさせていくため、学校・家庭・地域が連携して取り組みを推進します。

プロジェクト名	内容
仕事と子育ての両立をサポートする保育サービスの充実	多種多様化する保育ニーズに迅速に対応するとともに、将来の需要に効果的かつ柔軟に対応し、仕事と子育ての両立をサポートします。

プロジェクト名	内容
地域における子育て支援の充実	子育てに困っている保護者や、不安を抱えがちな在宅で乳幼児を育てる家庭に対して、安心して子育てができる環境を整備し、交流ができる場、情報発信、相談体制のさらなる強化を図ります。

プロジェクト名	内容
特別な配慮を要する家庭への支援	児童虐待やひとり親家庭、障害児等、個々に応じた相談・支援などの自立支援を充実して、全ての子どもたちが自分自身の未来を切り拓いていく社会をめざします。

確かな学力の向上、豊かな心の育成

内 容

大人と子どもが共に学び育つ地域学習社会をめざした“地域協働合校”に引き続き取り組み、地域社会の支援を受けながら、学校と家庭が一体となって子どもたちの「学ぼうとする意欲」を高めるとともに、郷土に誇りをもち、社会に貢献できる子どもを市民全体で育てていく草津の教育を推進します。

主な取り組み

取り組み	内 容
「地域協働合校」の活動推進	大人と子どもがともに活動することを通じて、子どもたちが地域で伸びやかに過ごせる居場所づくりを進めます。

取り組み	内 容
学校教育の推進	子ども自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決していく資質や能力を育む教育を進めます。

（上記取り組みに加え、現在策定中の教育振興基本計画に基づく取り組みを掲載する予定です。）

仕事と子育ての両立をサポートする保育サービスの充実

内 容

増加する保育ニーズに迅速に対応するとともに、将来の需要に効果的かつ柔軟に対応できるようにするため、保育所入所枠の拡大など、待機児童を早期に解消します。

また、多様な就労形態やニーズに合わせた保育サービスが可能となるよう、休日保育・一時保育・病児病後児保育などを充実し、留守家庭の児童の安全で健やかな活動場所を確保します。

主な取り組み

取り組み	内 容
待機児童を早期解消	既存の認可保育所において定員枠を超えた受け入れを行います。

具体的な主要事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値 (H21)	目標値 (H26)	
3	推進事業	通常保育事業	通所人数	〇人	〇人	保育課

取り組み	内 容
多様な保育サービスの充実	多種多様化する保育ニーズに迅速に対応するため、一時保育等の事業を拡大します。

具体的な主要事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値 (H21)	目標値 (H26)	
5	推進事業	一時保育事業	箇所数	〇箇所	〇箇所	保育課
8	新規事業	ショートステイ・トワイライトステイ事業	箇所数	***	〇箇所	子ども家庭課

地域における子育て支援の充実

内 容

子どもが豊かな愛情に育まれる環境を保つため、親子がつどい交流できる場、情報発信、相談体制のさらなる強化を図ります。

そのため、子育てに困っている保護者や、特に孤立化し、不安を抱えがちな在宅で乳幼児を育てる家庭に対して、いつでも誰でも気軽に相談・交流ができ、必要な情報やサポートが得られるよう、草津市における子育て拠点づくりを行います。そこでは、親と子どもが集える場の提供や、どのような子育てサービスが地域内にあるのかなど、子育てに関する内容について気軽に相談でき、その案内をしてくれる総合相談窓口として、“子育てに関するコンシェルジュ*的な役割”を有した機能システムを構築します。

また、地域の自主的な子育て支援活動の立ち上げや、ネットワーク化を進めるため、サークル・サロンに保育士や保健師等の専門的スタッフが出向いてアドバイスを行ったり、地域の人材育成等を行うなど、子育てに関する地域活動を推進します。

これらの取り組みを推進していくうえで、草津市からの情報発信と、市民の意見をしっかり受け止める環境整備が最も重要となります。子育て関連のホームページの充実を図るなど、草津市において情報格差が生じないように、情報受発信機能の充実も図ります。

*コンシェルジュとは、もともとはフランス語で「大きな建物、重要な建物の門番」という意味。ホテル宿泊客へのあらゆる案内や対応をする「世話係」「相談承り係」という意味で使用されています。

主な取り組み

取り組み	内 容
(仮) 総合子育て支援センター構想	子育て相談、子育て情報の提供、子育てサークル等の支援、子育てボランティアの要請など、子育て支援の総合的な拠点づくりを行います。

具体的な主要事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値(H21)	目標値(H26)	
12	新規事業	総合子育て支援センター整備事業	登録団体数	***	○団体	子ども家庭課

取り組み	内 容
子育て拠点施設の充実	親子が集い交流でき、子育てに関する情報提供や育児相談などを行う地域の子育て支援の拠点として、つどいの広場の拡充を図ります。

具体的な主要事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値(H21)	目標値(H26)	
18	推進事業	つどいの広場整備事業	設置箇所数	〇箇所	〇箇所	子ども家庭課

取り組み	内 容
子育て団体等の支援	サークル・サロン活動に専門的なスタッフの派遣や活動場所の調整、情報提供など、地域の子育て活動の担い手である子育て団体を支援し、子育て力の向上を図ります。

具体的な主要事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値(H21)	目標値(H26)	
13	推進事業	子育てサークル等活動支援事業	派遣者数	〇人	〇人	子ども家庭課

特別な配慮を要する家庭へのサポート

内 容

さまざまな背景による育児不安の増大の中で、十分な養育ができなかったり、なかには児童虐待に至ってしまうケースが増えています。児童虐待への予防と早期介入による深刻化防止の重要性が広く認識されつつある中で、家庭児童相談室の充実に加えて、直接の虐待防止だけでなく、より以前からの予防的セーフティネットとして、ハイリスク家庭への訪問を含む支援のシステムづくりをめざします。特に、精神的疾患や経済的困難などの育児困難感を抱える家庭への支援を強化し、児童虐待の防止を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応のための地域関係機関のネットワークを充実します。

また、ひとり親家庭や障害児等、より強力なサポートが必要な層に対する効果的な自立支援策の充実が求められます。このため、個々に応じた相談・支援などの自立支援を充実して、全ての子どもたちが自分自身の未来を切り拓いていく社会をめざします。

主な取り組み

取り組み	内 容
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭に対して、子育て・生活支援や経済的支援などのサポート体制を充実します。

具体的な主要事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値 (H21)	目標値 (H26)	
20	新規事業	ひとり親家庭等民間賃貸 住宅入居時家賃等助成事業	助成件数	〇件	〇件	子ども家庭課

取り組み	内 容
児童虐待の予防・防止	地域、関係機関の連携の中で児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、自立支援など、適切な支援が図れるよう要保護児童対策を充実します。 また、児童虐待の相談窓口の存在を広く周知するなど、広く市民に対して、防止にかかる啓発活動を推進します。

具体的な主要事業

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値 (H21)	目標値 (H26)	
28	新規事業	要保護児童家庭ヘルパー 派遣事業	派遣件数	○件	○件	子ども家庭課
22	推進事業	家庭児童相談室運営事業	虐待発見 件数	○件	○件	子ども家庭課

取り組み	内 容
発達障害者等支援システムの構築	発達障害者等が安心して地域生活を送れるよう、乳幼児から成人期に至るまでのライフステージに応じた一貫した相談、支援を推進する。

事業 NO	前期からの 方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値 (H21)	目標値 (H26)	
38	推進事業	発達障害支援センター 運営事業	相談件数	○件	○件	子ども家庭課

4. 施策の体系

(体系が確定次第、掲載いたします。)

次世代育成地域行動計画 前期・後期案構成対比表

前回計画	後期計画（案）
1 輝き 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり 基本施策 1 多様な体験機会の充実 基本施策 2 子どもたちの視野を広げる交流の推進 基本施策 3 地域への愛着を育てる環境づくり 基本施策 4 就学前教育の充実 基本施策 5 学校教育の充実 基本施策 6 援助を要する子どもへの支援 基本施策 7 児童虐待の防止 基本施策 8 次代の親を育てる教育の推進 基本施策 9 青少年健全育成 基本施策 10 情報教育の推進	1 はぐくみ 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり 基本施策 1 就学前教育の充実 基本施策 2 学校教育の充実 基本施策 3 次代の親を育てる教育の推進 基本施策 4 青少年健全育成 基本施策 5 多様な体験機会の充実 基本施策 6 子どもたちの視野を広げる交流の推進 基本施策 7 地域への愛着を育てる環境づくり
2 健康 心身ともに健やかな育ちを支援するしくみづくり 基本施策 1 妊娠・出産への支援 基本施策 2 子どもと家族の健康生活支援 基本施策 3 食育の推進 基本施策 4 子どもの心と体へのケア 基本施策 5 小児医療体制の充実	2 すこやか 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり 基本施策 1 妊娠・出産への支援 基本施策 2 子どもと家族の健康生活支援 基本施策 3 食育の推進 基本施策 4 小児医療体制の充実
3 協働 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり 基本施策 1 子どもの人権を守る意識づくりと子育てへの理解の浸透 基本施策 2 子育てに関する相談や学習機会の充実 基本施策 3 男女がともに担う子育ての推進 基本施策 4 地域における子育て支援のネットワークづくり 基本施策 5 子育て仲間との出会いの場づくり 基本施策 6 子育てに関する情報提供の充実	3 きょうりょく 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり 基本施策 1 仕事と生活の調和 基本施策 2 仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実 基本施策 3 男女がともに担う子育ての推進 基本施策 4 地域における子育て支援のネットワークの強化 基本施策 5 子育て拠点の創出
4 支援 すべての子育て家庭を支援するしくみづくり 基本施策 1 仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実 基本施策 2 子育てする人の就労環境の充実 基本施策 3 すべての子育て家庭を支援するサービスの提供 基本施策 4 子育ての経済的負担の軽減	
5 安全 安全なまちづくり 基本施策 1 子どもと家族が安心して暮らせるまちづくり 基本施策 2 魅力ある住環境づくり	4 あんしん 安全・安心なまちづくり 基本施策 1 子どもと家族が安心して暮らせるまちづくり 基本施策 2 援助を要する子どもへの支援 基本施策 3 児童虐待の防止 基本施策 4 子どもの人権を守る意識づくりと子育てへの理解の浸透 基本施策 5 子育てに関する相談や情報提供・学習機会の充実 基本施策 6 子育ての経済的負担の軽減

II 各論

第1章 施策の内容

(以下の基本施策等については、子ども家庭課所管の項目を例示しています。)

3. きょうりよく 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

基本施策4 地域における子育てネットワークの強化

子育て支援にかかわる市民活動団体をサポートするなど、地域における子育て支援のネットワークを強化します。

1) 地域における子育て活動団体のサポート

現 状

草津市では、子育てサロンや子育てサークルなど、地域での市民の自主的な活動が活発に展開されています。しかしながら活動場所の確保や各種講座の手配、運営にかかわる人材の育成等が困難な状況にあり、これらの問題を解決するための支援が求められています。

また、転入者が多い本市においては、転入後に子育て支援についての行政の施策や地域での活動の情報が得難いという声もあります。

具体的施策

総合子育て支援センター（仮称）を設置し、子育てサロンやサークルの活動を支援する体制を強化します。例えば、活動場所の紹介や手配、出前講座の充実、保育士や保健師を派遣しての人材育成等に努めます。

また、子育てに関する施策や地域の活動などの情報を集約し、誰もが等しく子育て情報を得られるしくみをつくります。

協働の取り組み

子育て家庭・市民	NPO・市民活動団体等	行政
サークル等への積極的な参加	サークル等の活動・立ち上げ	サークル等の活動への支援、子育て情報の提供

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値(H21)	目標値(H26)	
12	新規事業	(仮称) 総合子育て支援センター整備事業	登録団体数	***	○団体	子ども家庭課
13	推進事業	子育てサークル等活動支援事業	派遣者数	○人	○人	子ども家庭課

基本施策5 子育て拠点の創出

子育て中の親子が気軽につどえる場と、子育てに関する相談や情報収集ができる拠点を市内に順次整備します。

1) 親子が気軽につどえる場の提供

現 状

子育ての孤立化は深刻な問題となっています。特に幼稚園や保育所に通わない家庭においては、日中の親子の居場所を確保する必要があります。

本市では現在、さわやか保健センターで「つどいの広場」事業を展開していますが、市内に1箇所しかないため、利用者の大半は近隣の方となっています。

つどいの広場等の子育て拠点施設を各地域に整備することが求められています。

具体的施策

気軽に親子がつどえる場、子育てに関する相談や情報収集ができる場としての拠点施設として、「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」を市内に順次配置していきます。

協働の取り組み

子育て家庭・市民	NPO・市民活動団体等	行政
子育て拠点施設の積極的利用	子育て拠点施設の運営	子育て拠点施設の整備

主な事業

事業NO	前期からの方向性	事業名	評価指標			担当課
			指標	実績値(H21)	目標値(H26)	
18	推進事業	つどいの広場整備事業	設置個所数	〇箇所	〇箇所	子ども家庭課
19	推進事業	地域子育て支援センター整備事業	設置個所数	〇箇所	〇箇所	子ども家庭課

第2章 目標事業量の設定

(国から指定された事業について、目標事業量を設定します。)

1. 特定12事業の目標事業量

ニーズ調査から現状の保育サービスのニーズ量を把握し、これを基にしながら、施設整備の状況等を踏まえた上で、本計画の最終年度である平成26年の目標事業量を以下のとおり設定し、本計画の推進を通じて達成をめざします。

	単位	平成22年度	平成26年度
通常保育事業			
特定保育事業			
延長保育事業			
夜間保育事業			
トワイライトステイ事業			
休日保育事業			
病児・病後児保育事業			
学童保育クラブ			
地域子育て支援センター事業			
一時預かり事業			
ショートステイ事業			
ファミリーサポートセンター事業			

第3章 計画の推進体制

1. 計画の進捗管理

2. 行政の推進体制

3. 連携・協働体制
